

教安第200号  
令和3年5月10日

各県立学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の対応と感染防止対策の徹底について（通知）

このことについて、現在、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、一部の市については重点措置の対象区域として措置が実施されているところですが、この度、国が本県に対するまん延防止等重点措置を講ずる期間を、当初の「5月11日まで」から「5月末日まで」に延長したことに伴い、本県の県立学校における教育活動等の対応については、引き続き、令和3年4月19日付教学指第118号他「まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について（通知）」によるものとしします。

なお、同通知の記載内容の中で、2（1）「児童生徒への指導」に示す事項のうち、特に昼食を含む飲食の場面について、部室や更衣室等のマスクを外した状態について、及び下校時の飲食等についての記載に関しては、今年度に入って指導が十分に浸透、徹底されていないと思われる事例が複数見受けられたことから、貴校における感染防止に向けた指導が徹底されているか、改めての確認をお願いします。

指導にあたっては、児童生徒一人一人が感染拡大を防ぐ当事者であるとの意識を高め、自身の適切な行動により学校から感染者を出さない、また感染が発生してもそれを広げないという自覚と実践に向けた心の醸成に努めていただきますようお願いいたします。その際、児童生徒の意識向上への活用をねらいとした指導資料（ポスター）を作成しましたので、御活用ください。

担当 教育振興部学校安全保健課保健班  
電話043-223-4092